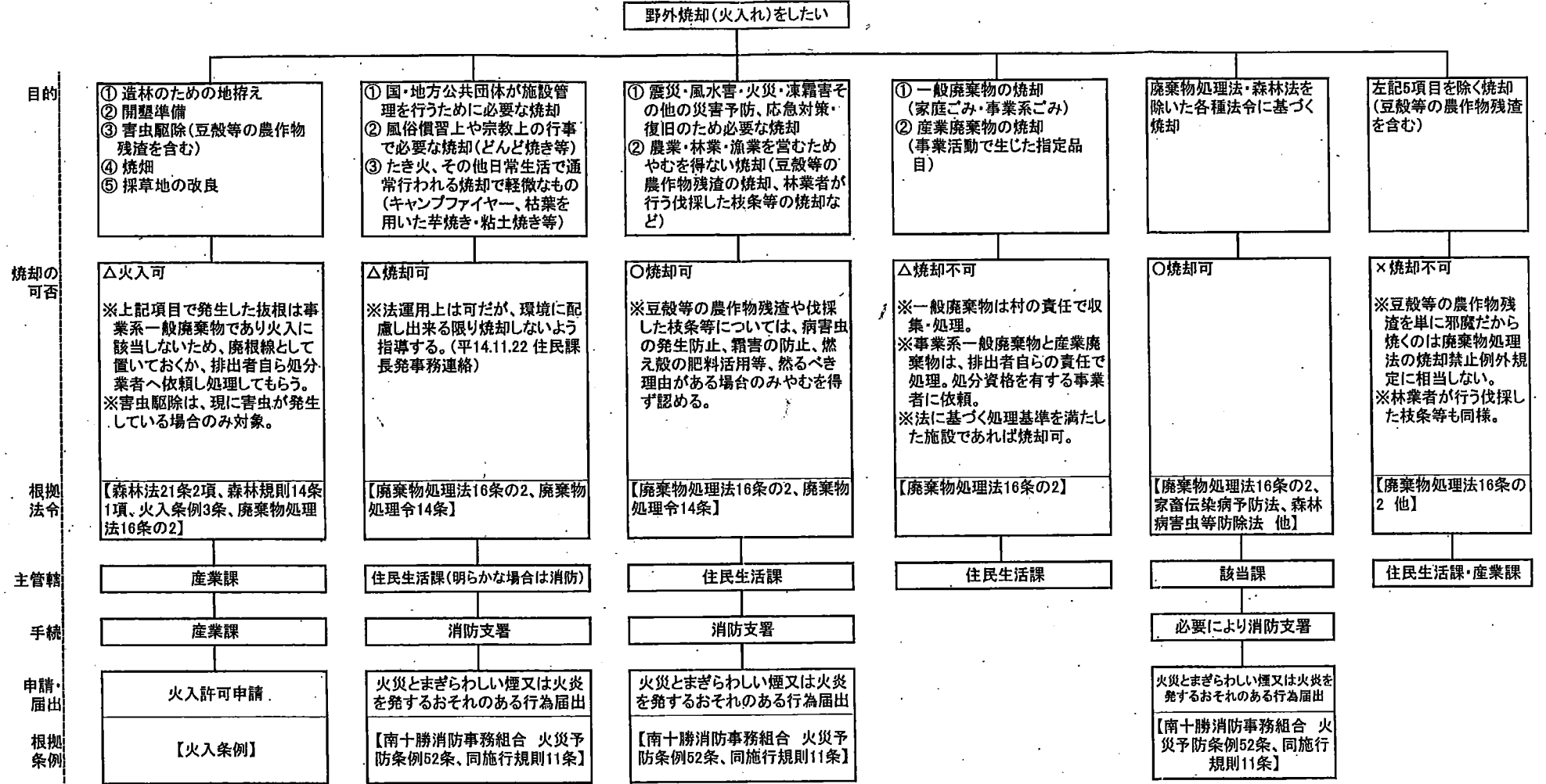


# 野外焼却(火入れ)対応フローチャート



森林法でいう火入許可の対象となる場所は、森林又は森林の周囲1kmの範囲内にある原野・山岳・荒地・その他の土地(森林法21条1項、森林令3条の2)に限定されているが、更別村内はいずれの場所も森林の周囲1kmの範囲内にあるため、火入申請のあったものは全て土地要件をクリアしているものと見なす。  
本村では、森林調査簿に記載されているものを森林として扱う。

森林法の違法火入は、20~50万円の罰金  
【森林法205条】

廃棄物処理法の違法焼却は、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金又は併科  
【廃棄物処理法25条】

※  
「森林令」 森林法施行令  
「森林規則」 森林法施行規則  
「火入条例」 更別村火入れに関する条例  
「廃棄物処理法」 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
「廃棄物処理令」 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令